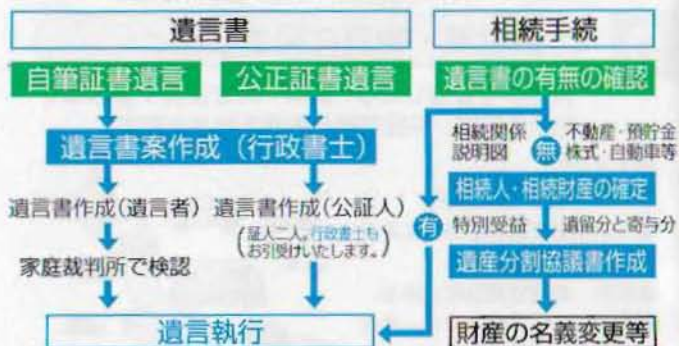


11

相続手続きと遺言書作成

相続争いを防ぐため、遺言書を作りましょう。



12

成年後見制度に関すること

痴呆症や知的障害などの精神上的の障害により、判断能力が不十分な方々を保護、支援するための制度です。

任意後見

判断能力がある内に、任意後見人を選び任意後見契約を締結する

法定後見

家庭裁判所へ後見人などの選任を申立てる

判断能力が不十分な状況になったら、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任を申立てる

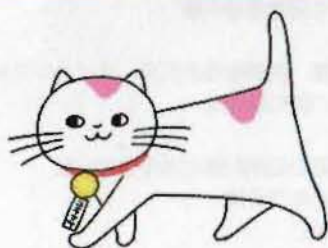


成年後見人・保佐人・補助人の選任

後見開始

判断能力が不十分な方々の生活・療養看護・財産管理などの保護、支援を行います。

行政書士は、遺言公正証書や任意後見契約公正証書の案を作成いたします。



解決◇ユキマサくん!で検索

犯罪収益移転防止法（平成20年3月1日施行）マネー・ロンダリング、テロ資金供与防止のため、「本人確認」（運転免許証、健康保険証などの提示）にご協力下さい。

行政書士制度の成り立ち

- 1872年(明治5年) 代書人制度の導入
- 1920年(大正9年) 代書人規則の制定
- 1947年(昭和22年) 日本国憲法の施行、代書人規則の失効
- 1951年(昭和26年) 行政書士法の成立・公布

このように行政書士は、約150年近い歴史の中で、その時代に求められる役割に答えるべく少しずつその姿を変えながら、国民の皆さまとともに歩んできました。

特に、現在の行政書士制度が形作られた昭和26年2月22日は行政書士記念日と定めて、より身近な皆さまのパートナーとしての行政書士の活動を広く知っていただくこと各地で様々な取り組みを行っています。

2月22日は、行政書士記念日です

私たち行政書士の使命

行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持ち、国民の皆さまの生活に密着した細やかな法務サービスを提供しており、高い倫理観を持って職務にあたるよう心がけています。

行政書士の徽章は、秋桜（コスモス）の花びらの中に「行」の文字をあしらったもので、調和と真心をあらわしています。

この徽章が意味するように、私たち行政書士は社会調和を図り、公正・誠実に職務を行うことを通じ、皆さまと行政との絆として、また、皆さまの身近な良きパートナーとして社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出等の相談から書類作成までサポートします。



あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

(千葉県教育会館 本館4階)

TEL 043-227-8009/FAX 043-225-8634

<http://www.chiba-gyosei.or.jp/>

あなたの街の法律家

1 各種契約書と内容証明郵便の作成

- 大切なお客さまとの、様々なトラブルを避けるためにも、
 - 売買契約書 ● 不動産賃貸借契約書 ● 請負契約書 ● 金銭消費貸借契約書 ● 離婚協議書 ● 公正証書(起案)などを作成しましょう。
- 内容証明は、いつ、どのような内容の文書を、だれが、だれに差し出したかを郵便局が証明する制度です。
 - 家賃の請求 ● 貸金返還請求 ● 契約解除 ● 債権譲渡等をする場合に、証拠として残すために利用します。

行政書士は、契約書等を代理人として作成できるようになりました。

2 クーリングオフに関すること

- クーリング・オフとは、一定の取引形態につき、所定の期間内であれば、何の理由も必要とせず、かつ、無条件に契約を解除することができる制度です。
- クーリング・オフは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば、自由に契約を解除できる制度です。

3 交通事故に関すること



- 調査書類の作成 ● 事実証明 ● 保険金請求

過失割合が算出され保険金が支払われます。

4 国際業務に関すること

在留資格の変更・在留期間の更新・永住・帰化など

- 外国籍の方との結婚・離婚・養子縁組など
- 外国人のエンジニアやコックなどを雇用したい
- 日本の会社の海外支店・外国の会社の日本支店
- 涉外戸籍・相続・交通事故など
- 戸籍の届けをしたい



申請取次行政書士が出入国管理手続の取次をいたします。

行政書士

5 法人に関すること

新会社法が施行され、会社の設立が容易になり定款自治が拡大されました。

- 株式会社・合同会社等の持分会社の設立
- 医療・社会福祉法人・学校・組合等の法人の設立
- NPO法人・農業生産法人・宗教法人
- 会計記帳等の会計業務
- 事業承継のコンサルティング及び解散手続



- 定款・議事録の作成 ● 記帳・財務諸表の作成

6 営業許認可・事業に関すること

事業(商売)を始めるには、さまざまな許認可が必要になります。開業前にぜひご相談ください。

- 宅地建物取引業 ● 旅行業
- 産業廃棄物処理業 ● 食品営業
- 旅館業 ● 風俗営業(バー・クラブ・スナックなど)
- 薬局経営 ● ペット関連事業
- 貸金業 ● 特殊車両通行許可
- 古物商営業 ● 補助金申請

7 建設業に関すること

一定規模を超える工事をする業者には、国土交通大臣または都道府県知事の許可が必要になります。

- 建設業許可申請・変更届 ● 経営状況分析申請
- 経営事項審査申請 ● 入札参加資格審査申請
- 解体工事・電気工事・建築士事務所登録など



8 土地利用に関すること

分家の居宅を建てるなど農地をほかの目的に使用する場合は許可が必要です。

- 農地転用許可申請 ● 開発行為許可申請
- 公共財産用途廃止申請
- 国有地払い下げ申請



※ 土地の登記申請は、司法書士が法務局で行う手続きです。
 ※ 土地の測量は、測量士や土地家屋調査士が行う業務です。

にご相談ください。

9 自動車・物流に関すること

自動車を保有したり、貨物や人を運送する事業を始めるには、許認可等の申請手続が必要です。

- 車庫証明
- 自動車登録・封印代行
- 貨物自動車運送事業・倉庫業
- 旅客自動車運送事業
- 貨物・軽貨物運送取扱事業
- タクシー・介護タクシー事業
- 運転代行・回送運行業
- 廃自動車解体処理業
- 産業廃棄物収集・運搬業



頼れる専門家・行政書士におまかせください。

10 知的財産権

著作権は、創作の時点で自然発生しますが、著作権登録制度を利用することで、商品化などの際に、管理しやすくなります。

- 著作権分野
 - 著作権登録申請
 - プログラム著作物登録申請
 - 著作権等管理事業登録申請
 - 著作権者不明等の場合の裁定申請
- 産業財産権分野
 - 特許権・商標権等の移転登録、実施権の登録申請など
- 農業分野
 - 種苗法に基づく品種登録申請
- 契約業務
 - 著作権・特許権・商標権等の売買、ライセンス契約における代理人としての契約書作成
- そのほか
 - 半導体集積回路の回路配置利用権登録申請
 - 侵害品輸入差止申立手続
 - 公証制度活用など